

(仮称) 千葉県こども計画策定会議傍聴要領

1 現地による傍聴

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、委員会の許可を得た上で事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議の傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の5日前(土・日・祝日を除く)までに事務局までお申出ください。
※電話、メール、FAX等により申し出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 オンラインによる傍聴

(1) 傍聴手続き

オンラインによる傍聴を希望する方は、傍聴用URL等をお知らせしますので、会議開催の5日前(土・日・祝日を除く)までにメールにて申込みをしてください。

なお、お知らせした傍聴用URL等について、第3者等への公開・譲渡等の行為は一切禁止します。

(2) 留意事項

ア 「2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項」及び「3 会議の秩序の維持」の規定を準用します。

イ 通信回線及び傍聴アプリの不具合等により傍聴人に不利益が生じたとしても、県はその責を負いません。

ウ 操作については事務局の指示に従ってください。

附 則

この要領は、令和6年6月24日から施行する。

この要領は、令和6年12月10日から施行する。